

資料 1-8-9 東京大学大気海洋研究所共同研究運営委員会規則

東京大学大気海洋研究所共同研究運営委員会規則

制定 平成22年4月1日

改正 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大気海洋研究所協議会規則第7条第2項に基づき、共同研究運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(任務)

第2条 委員会は、東京大学大気海洋研究所（以下「研究所」という。）柏地区及び大槌地区で行う共同利用・共同研究等に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東京大学大気海洋研究所長（以下「所長」という。）
- (2) 学外の学識経験者若干名
- (3) 研究所教授または准教授のうちから若干名
- (4) その他所長が必要と認めた者

2 委員総数の半数以上は、学外者とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 委員会のもとに、陸上共同研究部会、気候モデリング研究部会及び学際連携研究部会を置く。

- 2 部会は、定められた任務を遂行し、委員会に提案を行う。
- 3 部会の任務及び部会委員の選出等については、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部で処理する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。